

平成26年4月1日  
 平成28年4月1日一部改正  
 平成29年4月1日一部改正  
 平成31年4月1日一部改正  
 令和2年4月1日一部改正  
 令和3年4月1日一部改正  
 令和4年3月31日一部改正

大津市自治連合会運営補助金交付基準

補助金の名称	大津市自治連合会運営補助金
補助金の交付目的	住民福祉の増進と地域社会の発展を目的として、大津市自治連合会が行う住民自治活動に対して補助金を交付するもの。
補助金の交付対象者	大津市自治連合会
補助対象経費	総会、定例会等会議に係る経費 研修、各種大会参加等事業に係る経費 大津市自治連合会事務局の人件費、維持に係る経費（地代、家賃にかかる費用は除く） 但し、渉外費、備品購入費、慶弔費、補助対象外負担金、積立金及び記念式典費のうち記念品費は除く。 定例会等会議室使用料及び記念式典会場費については、上限を設ける。
補助金の額及びその算定方法又は補助率	補助金の額 予算の範囲内（限度額 3,000,000円） 算定方法 補助対象となる経費のうち予算の範囲内の額
補助金交付事業の開始時期	—
補助金交付事業の終了時期	令和5年3月31日
様式	大津市自治連合会運営補助金交付申請書（様式第1号）添付書類：事業計画書、歳入歳出予算書 大津市自治連合会運営補助金交付決定通知書（様式第2号） 大津市自治連合会運営補助金交付申請棄却（却下）決定通知書（様式第3号） 大津市自治連合会運営補助金交付決定取消通知書（様式第4号） 大津市自治連合会運営補助金交付決定変更通知書（様式第5号） 大津市自治連合会運営補助事業変更承認申請書（様式第6号）添付書類：交付決定通知書（写） 大津市自治連合会運営補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第7号）添付書類：交付決定通知書（写） 大津市自治連合会運営補助事業変更承認決定通知書（様式第8号）

	<p>大津市自治連合会運営補助事業中止（廃止）承認決定通知書（様式第9号）</p> <p>大津市自治連合会運営補助事業変更承認申請棄却（却下）決定通知書（様式第10号）</p> <p>大津市自治連合会運営補助事業中止（廃止）承認申請棄却（却下）決定通知書（様式第11号）</p> <p>大津市自治連合会運営補助事業実績報告書（様式第12号）添付書類：事業報告書・歳入歳出決算報告・領収書等（明細のわかるもの）の写し・その他関係書類</p> <p>大津市自治連合会運営補助金確定通知書（様式第13号）</p> <p>大津市自治連合会運営補助金（精算払）交付請求書（様式第14号）添付書類：補助金確定通知書（写）</p> <p>大津市自治連合会運営補助金（概算払）交付請求書（様式第15号）添付書類：大津市補助金等交付規則第17条ただし書の規定の適用を受けようとする理由書、交付決定通知書（写）</p> <p>大津市自治連合会運営補助金交付決定（確定）取消通知書（様式第16号）</p> <p>大津市自治連合会運営補助金返還通知書（様式第17号）</p>
担当部署	大津市市民部自治協働課

様式第 1 号

大津市自治連合会運営補助金交付申請書

年 月 日

(宛 先)

大津市長

申請者 所 在  
団 体 名  
代 表 者 名

大津市補助金等交付規則第 4 条第 1 項の規定により、大津市自治連合会運営補助金の交付について次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	事業
補助事業の目的及び内容	
補助事業の経費所要額	円
交 付 申 請 金 額	円
補助事業の着手予定年月日 及び完了予定年月日	着手 年 月 日 完了 年 月 日
添 付 書 類	・ 事業計画書 ・ 歳入歳出予算書

大津市自治連合会運営補助金交付決定通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大津市長  

年 月 日付けで申請のあった大津市自治連合会運営補助金の交付について、次のとおり決定したので大津市補助金等交付規則第7条第1項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	事業
補助事業の目的及び内容	<u>交付申請書記載のとおり</u> ただし、〇〇〇〇については、〇〇〇〇とする。
交 付 決 定 金 額	円
交 付 条 件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 大津市補助金等交付規則及び大津市自治連合会運営補助金交付基準の規定を遵守すること。</li> <li>2 この補助金は、申請による用途以外の用途に使用してはならない。</li> <li>3 計画を変更又は中止しようとする場合は、大津市自治連合会運営補助金交付変更承認申請書又は中止（廃止）承認申請書を提出すること。</li> <li>4 この補助金に対する実績報告書及び収支決算書を当該補助金の交付の決定に係る年度の<u>3月31日</u>までに提出すること。</li> <li>5 この補助金の用途等について大津市監査委員の監査を受けることがある。</li> </ol>

(注) 補助事業の目的及び内容の項のただし書については、大津市補助金等交付規則第5条第2項の規定により補助金交付申請に係る事項について修正を加えた場合に記載する。

様式第3号

大津市自治連合会運営補助金交付申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付で申請のあった大津市自治連合会運営補助金について、次のとおり交付しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第7条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	事業
補助事業の目的及び内容	交付申請書記載のとおり ただし、〇〇〇〇については、〇〇〇〇とする。
交 付 申 請 金 額	円
交 付 し な い こ と と 決 定 し た 理 由	

様式第4号

大津市自治連合会運営補助金交付決定取消通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大津市長

印

年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市自治連合会運営補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第9条第5項の規定により通知します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	事 業
交 付 決 定 金 額	円
取 消 後 の 交 付 決 定 金 額	円
取 消 を し た 理 由	

様式第5号

大津市自治連合会運営補助金交付決定変更通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市自治連合会運営補助金について、次のとおり交付決定を変更したので大津市補助金等交付規則第9条第5項の規定により通知します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	事 業
交 付 決 定 金 額	円
決 定 内 容 又 は こ れ に 付 し た 条 件 を 変 更 す る 内 容	
変 更 を し た 理 由	

様式第6号

大津市自治連合会運営補助事業変更承認申請書

年 月 日

(宛先)  
大津市長

(申請団体)  
(1)所在地 〒 —  
(2)団体の名称  
(3)代表者  
(4)連絡先

年 月 日付け大第 号で補助金の交付の決定のあった大津市自治連合会運営補助事業の変更の承認について、大津市補助金等交付規則第13条第1項の規定により次のとおり申請します。

補助年度	年度
補助事業の名称	事業
補助事業の変更の内容	
変更する理由	
変更の年月日	年 月 日
添付書類	・ 交付決定通知書 (写)



様式第7号

大津市自治連合会運営補助事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

(宛先)  
大津市長

(申請団体)  
(1)所在地 〒 —  
(2)団体の名称  
(3)代表者  
(4)連絡先

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市自治連合会運営補助事業の中止（廃止）の承認について、大津市補助金等交付規則第13条第1項の規定により次のとおり申請します。

補助年度	年度
補助事業の名称	事業
中止（廃止）する理由	
中止（廃止）の年月日	年 月 日
添付書類	・ 交付決定通知書（写）

様式第8号

大津市自治連合会運営補助事業変更承認決定通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市自治連合会運営補助事業の変更について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	事業
承認した変更内容	
承認年月日	年 月 日

様式第9号

大津市自治連合会運営補助事業中止（廃止）承認決定通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市自治連合会運営補助事業の中止（廃止）について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	事業
中 止（ 廃 止 ） の 承 認 年 月 日	年 月 日

様式第10号

大津市自治連合会運営補助事業変更承認申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市自治連合会運営補助事業の変更について、次のとおり承認しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	事業
補助事業の変更内容	
承認しないことと決定した理由	

様式第 1 1 号

大津市自治連合会運営補助事業中止（廃止）承認申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市自治連合会運営補助事業の中止（廃止）について、次のとおり承認しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第 1 3 条第 2 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	事業
承認しないことと決定した理由	

様式第12号

大津市自治連合会運営補助事業実績報告書

年 月 日

(宛先)  
大津市長

(申請団体)  
(1)所在地 〒 —  
(2)団体の名称  
(3)代表者  
(4)連絡先

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市自治連合会運営補助事業の実績について、大津市補助金等交付規則第14条の規定により次のとおり報告します。

補助年度	年度
補助事業の名称	事業
交付決定金額	円
補助金の既交付金額	円
補助金の決算額	円
添付書類	<ul style="list-style-type: none"><li>・事業報告書</li><li>・歳入歳出決算書</li><li>・領収書等(明細のわかるもの)の写し</li><li>・その他関係書類</li></ul>

様式第13号

大津市自治連合会運営補助金確定通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市自治連合会運営補助事業について、次のとおり大津市自治連合会運営補助金の額を確定したので大津市補助金等交付規則第15条の規定により通知します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	事 業
交 付 決 定 金 額	円
補 助 事 業 の 決 算 額 の 合 計	円
交 付 確 定 金 額	円

様式第14号

大津市自治連合会運営補助金（精算払）交付請求書

年 月 日

(宛先)  
大津市長

(申請団体)  
(1)所在地 〒  
(2)団体の名称  
(3)代表者 (印)  
(4)連絡先

年 月 日付大第 号で補助金の交付の確定のあった大津市自治連合会運営補助金について、大津市補助金等交付規則第18条第1項の規定により次のとおり請求します。

補助年度	年度
補助事業の名称	事業
交付確定金額	円
交付請求金額	円（概算払いで支払った額を除く）
振込先金融機関	金融機関名 銀行・信用金庫・農協 支店
	口座番号 普通・当座
	(フリガナ) 口座名義
添付書類	・補助金確定通知書（写）



様式第15号

大津市自治連合会運営補助金（概算払）交付請求書

年 月 日

(宛先)  
大津市長

(申請団体)

(1)所在地 〒

(2)団体の名称

(3)代表者

印

(4)連絡先

年 月 日付大第 号で補助金の交付の決定のあった大津市自治連合会運営補助金について、大津市補助金等交付規則第18条第2項の規定により次のとおり事前請求します。

補助年度	年度
補助事業の名称	事業
交付決定金額	円
交付請求金額	円
振込先金融機関	金融機関名 銀行・信用金庫・農協 支店
	口座番号 普通・当座
	(フリガナ) 口座名義
添付書類	・大津市補助金等交付規則第17条ただし書の規定の適用を受けようとする理由書 ・交付決定通知書(写)

様式第16号

大津市自治連合会運営補助金交付決定（確定）取消通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市自治連合会運営補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第19条第4項の規定により通知します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	事業
交付決定（確定）金額	円
取 消 金 額	円
取消後の交付決定 （ 確 定 ） 金 額	円
取 消 を し た 理 由	

様式第17号

大津市自治連合会運営補助金返還通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市自治連合会運営補助金  
について、大津市補助金等交付規則第20条第1項の規定により次のとおり返還を請求します。

返 還 金	円
返 還 理 由	
返 還 期 限	年 月 日まで
補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	事業
交 付 決 定 金 額	円
補助金の既交付金額 及び交付年月日	円 年 月 日
交 付 確 定 金 額	円

注) 別添納付書により振り込んでください。なお、大津市補助金等交付規則第19条第1項の  
規定により交付の決定を取り消された場合において、返還期限までに納付されないときは、延滞  
金を納付しなければなりません。